

草地難防除雑草駆除等緊急対策事業費補助金交付要綱

〔平成28年1月20日付け27生畜第1512号〕
〔農林水産事務次官依命通知〕

第1 趣旨

農林水産大臣は、草地難防除雑草駆除等緊急対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1510号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

第2 交付対象経費及び補助率

事業を実施するために必要な経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

第3 補助金の交付の申請

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する交付申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

第4 交付の申請書類の提出期限

規則第2条の規定による申請書の提出は、農林水産大臣が別に定める日までに行うものとする。

第5 交付決定の通知

農林水産大臣は、第3の1の規定による申請書の提出があった場合であって、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行う。

第6 申請の取下げ

補助事業者は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。

第7 契約等

- 1 補助事業者は、事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、農林水産大臣に届けなければならない。
- 2 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 補助事業者は、2により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第8 計画変更、中止又は廃止の承認

- 1 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合は、別記様式第3号の変更(中止又は廃止)承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

第9 事業遅延の届出

補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

第10 補助金遂行の状況報告

適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において別記様式第4号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、農林水産省生産局長が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第11 実績報告書の提出

- 1 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 第3の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合に

は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（2により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

第12 補助金の額の確定等

- 1 農林水産大臣は、第11の1の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 農林水産大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13 交付決定の取消等

- 1 農林水産大臣は、第8の規定による事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣は、1の(1)から(3)までの取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農林水産大臣は、1の(1)から(3)までの取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 2の規定に基づく補助金の返還及び3の加算金の納付の期限については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第14 財産の管理等

- 1 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第15 財産の処分の制限

- 1 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 第14の2の規定は、3の承認をする場合において準用する。

第16 補助金に係る経理

- 1 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等においては、2の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、2に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第17 その他

補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人については、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第8号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに

農林水産大臣に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

別 表 (第2関係)

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
飼料自給率 向上対策費 補助金	草地難防除雑草駆除等緊急対策事業 1 草地難防除雑草駆除対策 (1) 高位生産草地へ転換するために必要な以下の取組に対する助成に要する経費 ① 難防除雑草駆除対策の活用・普及に要する経費 ア 難防除雑草駆除計画の策定 イ ほ場展示のための看板設置 ウ データ収集 エ 会議・研修会 ② 調査分析に要する経費 ア 概況調査 イ 土壌分析 ウ 飼料分析 エ 堆肥分析 ③ 高位生産草地への転換に要する経費 ④ 地域調整の取組に要する経費 (2) 事業の円滑な推進に必要な取組に要する経費 2 荒廃草地活用対策 (1) 荒廃草地を有効活用するために必要な次の取組に対する助成に要する経費	定額 1/2以内 1/2以内。 ただし、難防除雑草駆除計画に基づく当該草地に対する10a当たりの上限金額は17千円とする。 定額 定額	補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減

① 荒廃草地有効活用推進計画の策定及び荒廃草地現地調査	定額		
② 技術の高度化及び人材育成等を図るための取組	定額		
③ 荒廃草地有効活用推進計画及び現地調査に基づき行う次に掲げる取組			
ア 荒廃草地基盤有効活用対策 （ア）土壌分析及び飼料分析の実施 （イ）土壌改良資材、種子及び肥料の購入 （ウ）飼料生産収穫調製機械の整備・リース導入 （エ）飼料調製貯蔵用施設の改修・リース導入 （オ）その他公共牧場等の荒廃草地を有効活用する取組	1 / 2 以内		
イ 生産活動拠点構築対策 （ア）放牧管理施設等の改修・リース導入 （イ）繁殖施設等の改修・リース導入 （ウ）家畜生産関連施設等の改修・リース導入 （エ）家畜生産活動を行うために必要な乳用育成牛、肉用繁殖雌牛の導入 （オ）その他公共牧場等を活用し家畜生産活動拠点を構築する取組	1 / 2 以内		
(2) 事業の円滑な推進に必要な取組に要する経費	定額		

別記様式第1号（第3関係）

平成〇〇年度草地難防除雑草駆除等緊急対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
補助事業者名称
代表者氏名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり草地難防除雑草駆除等緊急対策事業を実施したいので、草地難防除雑草駆除等緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1512号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定に基づき、草地難防除雑草駆除対策事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A) + (B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

※ 区分欄には、別表の経費欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内容を記載する。

IV 事業完了予定日（又は完了日） 年 月 日

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度 予算額 円	前年度 予算額 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
1 国庫補助金					
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
合 計					

※ 区分欄には、別表の経費欄の事業名を記載する。また、必要に応じて積算内容を記載する。

VI 事業着工 平成 年 月 日
文書番号

(交付決定前に着工した場合について、着工年月日及び着工届の文書番号を記載すること。)

VII 添付書類

- 1 定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
 - 2 委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
 - 3 実績報告書の場合は、支出証憑書類（支払経費ごとの内訳を記載した一覧表（別紙）及び領収書、土壌診断書・施肥設計書の写し等の証拠書類
- ※その他農林水産省生産局長の求めに応じ、根拠資料を添付すること。

(別紙)

支出証憑書類一覧表

費目	内容	数量	単価	金額	債権者名	納品 月日	請求 月日	支払 月日

(注1) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載し、又は帳簿の写しを添付すること。

(注2) 書類提出の時点で未払の場合には、予定月を記入すること。

別記様式第2号（第7関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第8関係）

平成〇〇年度草地難防除雑草駆除等緊急対策事業費補助金変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
補助事業者名称
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、草地難防除雑草駆除等緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1512号農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定に基づき申請する。

記

（記載要領）

- 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」とあるのは、「変更（中止又は廃止）理由」とし、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略することができる。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書又は計画承認を受けた計画書に添付したもののから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第4号（第10関係）

平成〇〇年度草地難防除雑草駆除等緊急対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
補助事業者名称
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、草地難防除雑草駆除等緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1512号農林水産事務次官依命通知）第10の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記のⅢの表の区分欄に記載された事項について記載すること。
2 事業費欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第11関係）

平成〇〇年度草地難防除雑草駆除等緊急対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
補助事業者名称
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、草地難防除雑草駆除等緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1512号農林水産事務次官依命通知）第11の1の規定に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として草地難防除雑草駆除等緊急対策事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

（記載要領）

- 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合は、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。
また、補助金交付申請書又は変更交付申請書に添付したものから変更があった場合は、変更内容を添付すること。

別記様式第6号（第11関係）

平成〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
補助事業者名称
代表者名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった草地難防除雑草駆除等緊急対策事業について、草地難防除雑草駆除等緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1512号農林水産事務次官依命通知）第11の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の規定による補助金の額の確定額
金 円
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2）
金 円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第7号（第16関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区		事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名：								
事業 区分	事業の内容				工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日		処分の 内 容
								国庫 補助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
							円	円	円	円	円					
	合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第8号（第17関係）

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他管理費			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
7. その他			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
8. 再補助等の割合			% (B/A)

(注)

- 1 「5. 補助金等における管理費」については、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の交付目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は次のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。